

都留市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の 人件費率
29年度	人 30,669	千円 13,462,443	千円 191,297	千円 2,003,254	% 14.9	% 14.2

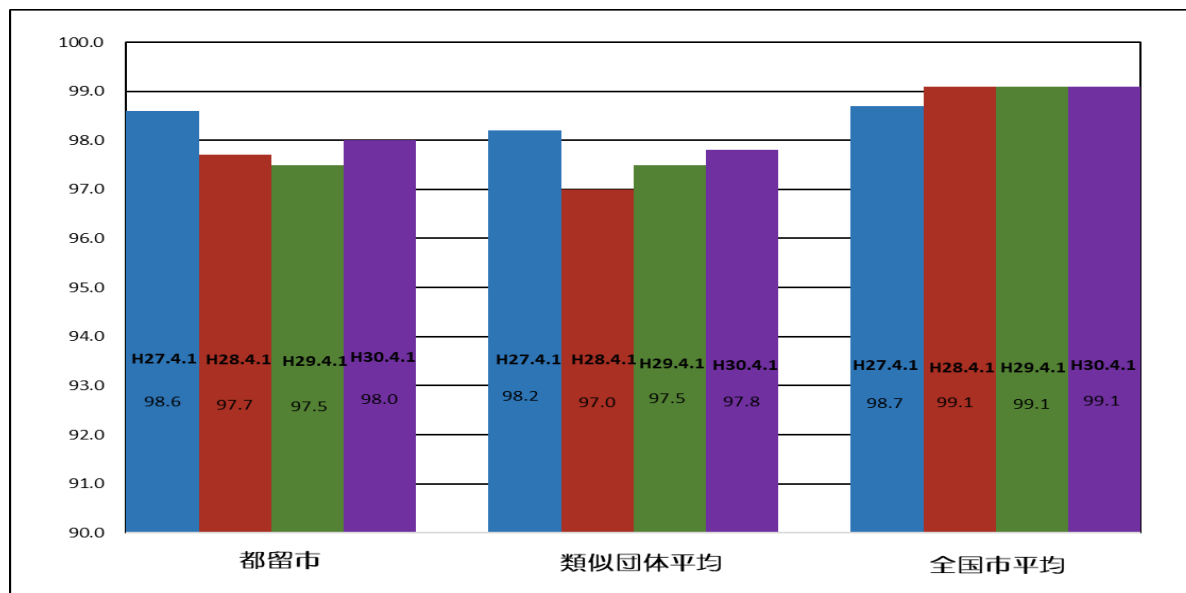
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			計 B
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	
29年度	人 261	千円 760,276	千円 147,423	千円 291,995	千円 1,199,694

(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似 団体平均一人 当たり給与費
千円 4,597	千円 5,762

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）【記入例】平成27年4月1日

（内容）【記入例】一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均〇%引下げ。若年層については、……。高齢層については……。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

〈該当なし〉

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成30年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
都留市	41.1歳	293,800円	341,600円	310,200円
山梨県	43.1歳	327,060円	413,309円	369,953円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円
類似団体	42.1歳	315,170円	373,014円	343,420円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
都留市	51.2歳	10人	287,400円	315,980円	303,200円	—	—	—	—
うち用務員	59.2歳	2人	287,700円	293,300円	290,950円	用務員	55.6歳	207,200円	1.42
うちその他	49.2歳	8人	287,400円	321,725円	306,338円	—	—	—	—
山梨県	52.9歳	210人	324,106円	379,720円	357,326円	—	—	—	—
国	50.7歳	2,553人	286,817円	—円	328,637円	—	—	—	—
類似団体	51.3歳	18人	299,735円	328,925円	312,342円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
都留市	—	—	—
うち用務員	4,830,500円	2,808,700円	1.72
うちその他	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成27～29年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものはない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区 分		都留市	山梨県	国
一般行政職	大学卒	179,200円	185,800円	179,200円
	高校卒	147,100円	151,500円	147,100円
技能労務職	高校卒	144,500円	154,000円	—
	中学卒	136,500円	136,500円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

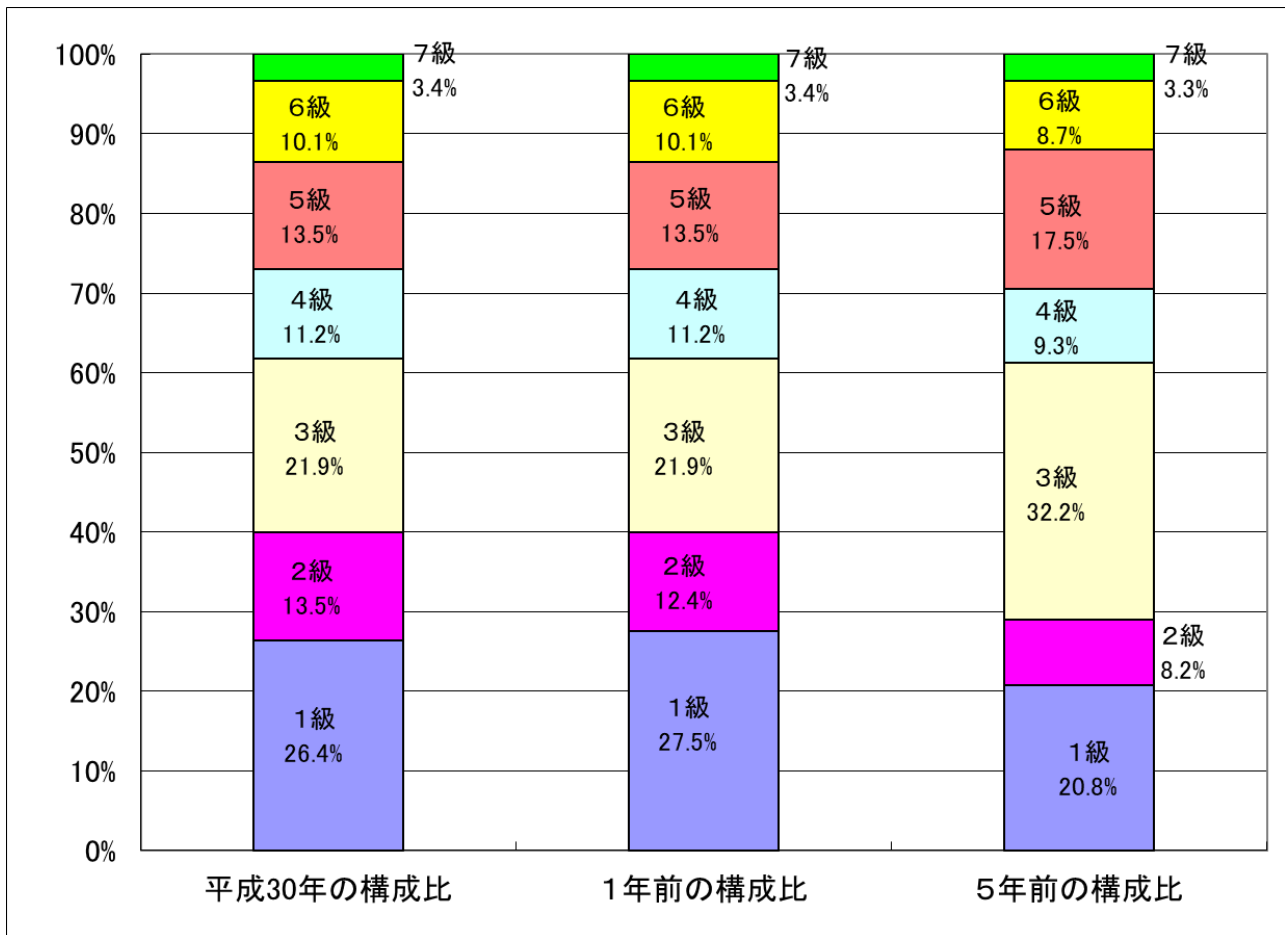
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	271,500円	359,900円	381,100円	404,100円
	高校卒	—	339,200円	356,700円	389,900円
技能労務職	高校卒	—	280,000円	288,700円	288,700円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

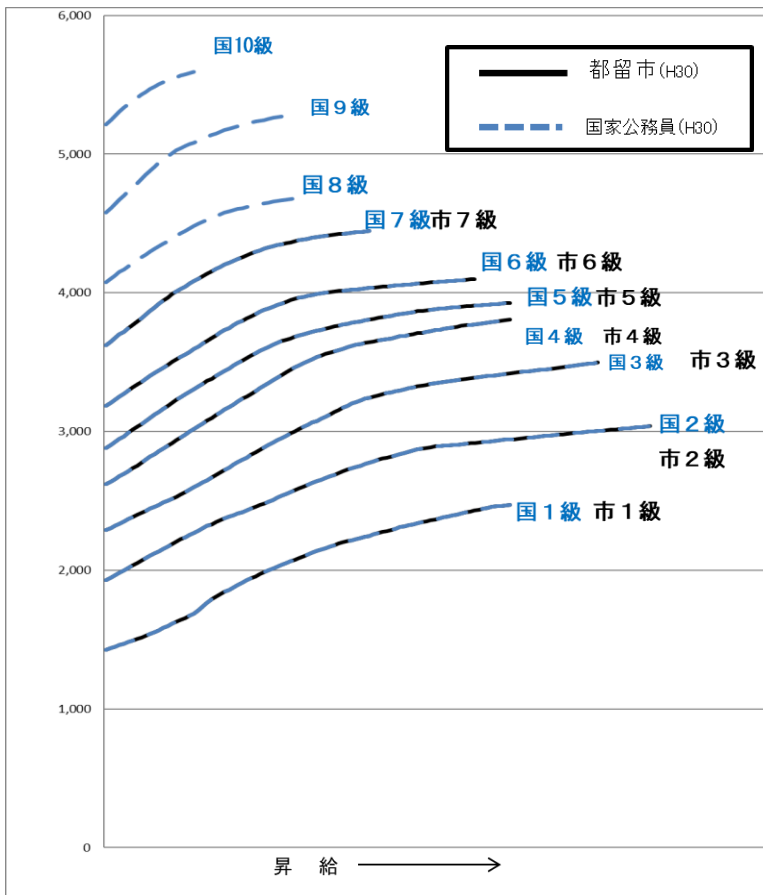
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7級	部長	6人	3.4%	362,300円	444,500円
6級	課長	18人	10.1%	318,500円	409,800円
5級	主幹・課長補佐	24人	13.5%	288,000円	392,600円
4級	副主幹	20人	11.2%	262,000円	380,600円
3級	主査・副主査	39人	21.9%	228,900円	349,600円
2級	主任	24人	13.5%	192,700円	303,800円
1級	主事	47人	26.4%	142,600円	247,100円

- (注) 1 都留市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成 30 年 4 月 1 日現在）



(2) 昇給への人事評価の活用状況

平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	平成 31 年度		平成 31 年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

都留市	山梨県	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,317千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,708千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.80月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.80月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.80月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

平成 30 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	平成 31 年度		平成 31 年度	

(2) 退職手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

都留市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
5,735 千円 21,503 千円					

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、29 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）

支給実績（29年度決算）			195,090 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（29年度決算）			894 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）			46.1%	
手当の種類（手当数）			19	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給 単価
環境手当	環境保全職員	公害物件の除去作業、 犬猫の捕獲並びに浄 化槽の点検作業に従 事	千円 0	日額 500 円
水道事業事故 待機手当	水道事業職員	勤務を要しない日、休 日及び勤務時間に待 機	千円 207	半日 1,000 円、1 夜（ 午後 5 時 15 分から翌 日午前 8 時 30 分まで ）1,000 円

救急業務手当	消防職員	救急業務に従事（救急救命士資格者を除く）	千円 608	1件200円
		救急業務に従事（救急救命士資格者）	千円 1,453	1件500円
火災出動手当	消防職員	火災の消火作業に従事	千円 54	1件500円
医師診療手当	市立病院・老健医師	市立病院及び老健に勤務する医師	千円 117,667	月額200,000円～800,000円で市長が定める額
研究手当	市立病院・老健医師	市立病院及び老健に勤務する医師	千円 8,072	月額50,000円～100,000円で市長が定める額
薬剤手当	市立病院・老健薬剤師	薬剤の取扱いに従事	千円 576	月額12,000円～15,000円で市長が定める額
看護手当	市立病院・老健看護師、准看護師	看護業務に従事	千円 14,400	月額15,000円
夜間看護手当	市立病院・老健看護師、准看護師	深夜において4時間以上看護業務に従事	千円 31,529	4時間以上4,000円、2時間以上4時間未満3,000円、2時間未満2,200円
放射線取扱手当	市立病院放射線技師	放射線及び診療エックス線取扱い業務に従事	千円 1,200	月額20,000円
臨床検査手当	市立病院臨床検査技師	臨床検査業務に従事	千円 864	月額12,000円
透析作業手当	市立病院臨床工学技師	透析業務に従事	千円 576	月額12,000円
理学・作業療法手当	市立病院・老健理学・作業療法士	理学・作業療法に従事	千円 495	月額15,000円
管理栄養手当	市立病院管理栄養士	市立病院に勤務する管理栄養士	千円 240	月額10,000円
待機手当	市立病院医師、看護師、准看護師、技師	勤務を要しない日、休日及び勤務時間外に待機	千円 5,262	半日500円、日額1,000円、準夜800円、1夜1,500円
介護手当	老健・市立病院介護福祉士	介護業務に従事	千円 3,220	月額10,000円
夜間介護手当	老健介護福祉士	深夜において介護業務に従事	千円 8,217	4時間以上3,000円、2時間以上4時間未満2,500円
不快手当	市立病院・老健看護師、准看護師	死後の処置に従事	千円 450	1件1,500円
不快手当	福祉事務所	行旅病人、同死亡人、変死人処理に従事	千円 0	死亡人1件につき夜間4,000円、昼間2,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	72,254千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	341千円
支給実績（28年度決算）	70,216千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	348千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（28年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(5) その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（29年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）
扶養手当	配偶者10,000円・扶養親族1人につき子10,000円、父母等6,500円・特定期間の扶養親族の場合は、1人につき5,000円加算・配偶者がいない場合は、扶養親族1人目9,000円	異なる	配偶者（10,000円）	53,752千円	284,400円
住居手当	借家の場合、家賃が12,000円を超えたとき支給し、家賃に応じて最高27,000円	同じ		27,000千円	300,000円
通勤手当	交通機関利用の場合、運賃55,000円までは全額支給。自動車等の使用者は通勤距離に応じて支給。5km以下2,900円、5～8km以下4,700円、8～10km以下5,800円、10～12km以下7,000円、12kmを超える場合1kmごとに580円を加算	異なる	自動車使用の場合の距離区分及び支給額 例：5km以下2,000円、10km以下4,200円	21,604千円	61,200円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に54,000円～66	同じ		22,952千円	740,400円

	,400円を支給（ へ給料月額10 0分の418の範囲 で支給				
夜間勤務手当	正規の勤務時間 として午後10時 から翌日の午前 5時までの間に 勤務する職員に 、勤務1時間につ いて、勤務1時間 当たりの給与額 100分の25を支 給	同じ		18,984千円	135,600円

5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 区 町 村 長	754,400円	(参考) 類似団体における最高/最低額 980,000円 / 430,000円	
	(770,800円)			
副 市 町 村 長	601,600円	794,000円 / 512,000円		
	(608,000円)			
報 酬	議 長	380,000円	528,000円 / 327,000円	
	(円)			
	副 議 長	355,000円		462,000円 / 279,000円
(円)				
議 員	345,000円	431,000円 / 259,000円		
(円)				
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(29年度支給割合) 4.30月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(29年度支給割合) 3.40月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 町 村 長	給料月額×勤務月数×42/100	15,208,704円	退職時
		給料月額×勤務月数×25/100	7,219,200円	退職時
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

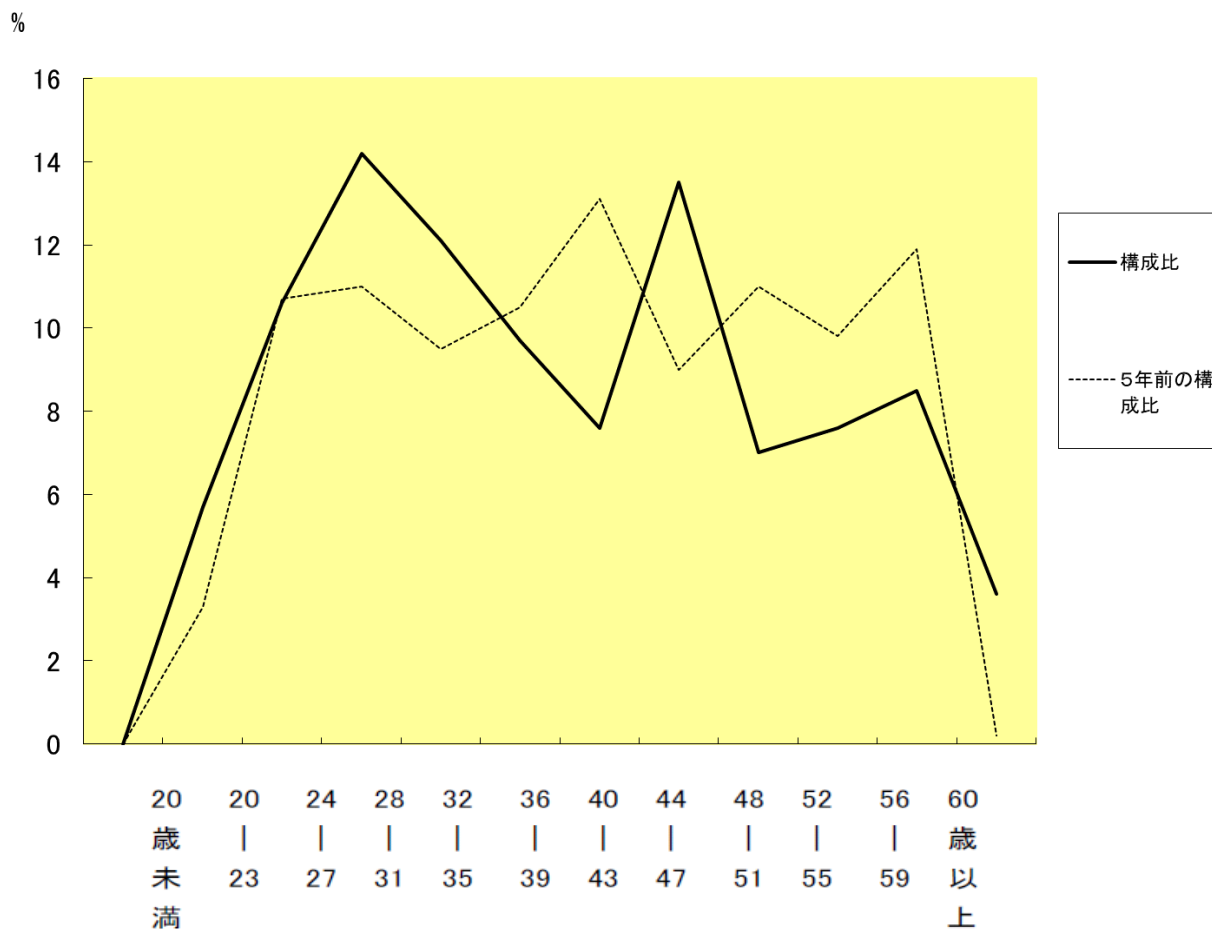
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成29年	平成30年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	3	△ 1	事務事業の見直し等
		総務企画	64	60	△ 4	派遣職員の減等
		税 務	20	19	△ 1	事務事業の見直し等
		民 生	20	21	1	事業拡充等
		衛 生	19	19		
		農 林 水 産	5	7	2	事業拡充等
		商 工	6	5	△ 1	事務事業の見直し等
		土 木	15	14	△ 1	事務事業の見直し等
	計		153	148	△ 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 48.26人 (類似団体の人口1万人当たりの職員 63.28人)
	教育部門		50	50		
消防部門		58	56	△ 2	退職者の増等	
小 計		261	254	△ 7	<参考> 人口1万人当たり職員数 82.82人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 82.04人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	190	189	△ 1	退職者の増等	
	水 道	10	10			
	下 水 道	3	2	△ 1	事務事業の見直し等	
その他	18	18				
小 計		221	219	△ 2		
合 計		482	473	△ 9	<参考> 人口1万人当たり職員数 154.23人	
		[501]	[501]	[]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	—	27	50	67	57	46	36	64	33	36	40	17	473

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	128	130	143	146	153	148	20(15.6%)
教育	45	45	45	48	50	50	5(11.1%)
消防	53	56	57	57	58	56	3(5.6%)
普通会計計	226	231	245	251	261	254	28(12.4%)
公営企業等会計計	195	194	205	211	221	219	24(12.3%)
総合計	421	425	449	462	482	473	52(12.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
29年度	295,523	82,041	45,818	15.5	17.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都留市 平均一人あた り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
29年度	10	34,399	5,003	6,416	45,818	4,582	4,597

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、30年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成29年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
都留市	40.1歳	270,190円	356,193円
団体平均	44.2歳	341,066円	511,425円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

都留市公営企業職		都留市一般行政職	
1人あたり平均支給額(29年度) 642千円		1人あたり平均支給額(29年度) 1,317千円	
(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分		(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分	
勤勉手当 1.80月分 (0.85)月分		勤勉手当 1.80月分 (0.85)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

都留市公営企業職			都留市一般行政職		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
— —			5,735 千円 21,503 千円		

（注）退職手当の 1 人当たり平均支給額は、29 年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支給実績（29年度決算）			383 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（29年度決算）			47,875 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）			80%	
手当の種類（手当数）			1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給 単価
水道事業事故 待機手当	水道事業職員	勤務を要しない日、休日及び勤務時間に待機	千円 383	半日 1,000 円、1 夜（午後 5 時 15 分から翌日午前 8 時 30 分まで）1,000 円

エ 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	3,162 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 （29年度決算）	351 千円
支給実績（28年度決算）	2,582 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 （28年度決算）	323 千円

- （注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同じ		1,779 千円	355,800 円
住居手当	〃	同じ		534 千円	267,000 円
通勤手当	〃	同じ		276 千円	39,429 円
管理職手当	〃	同じ		648 千円	648,000 円